別表　１

打揚煙火（スターマイン及び仕掛の裏打ちを含む。）の保安距離

|  |  |
| --- | --- |
| 煙火の種類及び直径 | 保安距離（ｍ） |
| ぽか物 | 割り物 |
| ７．５ｃｍ　　　　（２.５号） | 　９０ | １００ |
| 　９．０ｃｍ　　　　（３号） | １００ | １２０ |
| １０．５ｃｍ　　　　（３.５号） | １１０ | １５０ |
| １２．０ｃｍ　　　　（４号） | １２０ | １５０ |
| １５．０ｃｍ　　　　（５号） | １６０ | ２００ |
| １８．０ｃｍ　　　　（６号） | ２００ | ２００ |
| ２１．０ｃｍ　　　　（７号） | ２００ | ２００ |
| ２４．０ｃｍ　　　　（８号） | ２００ | ２００ |
| ３０．０ｃｍ　　　　（１０号） | ２３０ | ２３０ |
| ６０．０ｃｍ　　　　（２０号） | ４００ | ４００ |

注　１　球状、筒状を問わず打ち上がるもので径が、３．０ｃｍ以上のもの。

球状の打揚煙火

筒状の打揚煙火

星の打揚

3cm以上の星を含む花束

A

A

A

A

【打揚煙火の例：A=　３cm以上】

　　２　スターマイン及び仕掛の裏打ちを含む。

　　３　球状、筒状を問わず上空で開発するものを、打揚筒を傾斜させて打揚げる場合には、打揚筒からの打揚玉に応じた保安距離から打ち出し方向に対して当該煙火玉の打揚水平距離の落下地点の打揚玉に応じた保安距離までの保安距離をとること。

仕掛煙火の保安距離

|  |  |
| --- | --- |
| 煙火の種類 | 保安距離 |
| 枠仕掛　文字、絵型等 | ２０ｍ以上 |
| 水上仕掛　水中金魚等 | 移動範囲から２０ｍ以上 |
| 花車 | ２０ｍ以上 |
| 吹き出すもの（噴出煙火以外のもの） | 同上 |
| 花束 | 同上 |
| 打揚がるものの内容物径が３cm未満のもの | 同上 |
| 筒を傾斜させて打揚がるもので、内容物径が３cm未満のもの | ５０ｍ以上 |
| 地雷・地割 | 打揚煙火の距離 |
| その他の観賞用煙火綱火 | 移動範囲から１０ｍ以上 |
| その他の煙火 | その都度関係機関と協議の上決定する |

注　１　保安距離以上に開発の飛散距離がある場合は、飛散距離からの距離とする。

音楽その他の芸能の公演等の演出効果の用に供する煙火の保安距離

|  |  |
| --- | --- |
| 煙火の種類 | 保安距離 |
| 炎･火の粉を噴出するもの | 飛散距離の１．５倍の距離、但し最低５ｍ |
| 炎･火の粉を噴出しないもの | ４ｍ |

噴出煙火の保安距離等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 薬量 | 筒の噴出し方向の前後 | 筒の側面 | 筒相互の間隔 |
| 噴出煙火 | 手筒花火 | 600g以下 | 直立し点火するもの | ― | 　５ | １．５ |
| 上記以外 | １０ | 　５ | １．５ |
| 600gを超え1200g以下 | １５ | １０ | ２．０ |
| 1200gを超え1800g以下 | ２０ | １５ | ２．５ |
| 1800gを超え2400g以下 | ２５ | ２０ | ３．０ |
| 2400gを超え3000g以下 | ２８ | ２３ | ３．５ |
| 3000gを超え4000g以下 | ３０ | ２５ | ４．０ |
| 噴水花火 | 6000g以下 | ― | 手筒煙火の薬量区分に準ずる。但し、4000gを超えるものは30ｍとする。 | 点火者の安全が保てる距離とする。 |